

## 回答書（堺市民芸術文化ホール施設ロゴマーク等作成業務事業者募集）

NO.	質問事項（要約）	回答
1	<p>提案時に、意匠調査は必要か。 必要の場合は、簡易調査でよいか。</p>	<p>他者の権利を侵害していないことが提案の条件となっているため、必要に応じて提案者にて調査してください。</p>
2	<p>予定予算内に、意匠登録料は入っているか。 入っている場合は、登録範囲は決定業者との協議になるのか。</p>	<p>商標登録にかかる手数料等については本市で負担させていただきます。</p>
3	<p>決定後の大まかなスケジュールはどうなっているか。</p>	<p>業者決定後、8月ごろを目途にロゴマークを発表する予定です。 その後、仕様書に記載の業務内容を履行完了した段階で業務完了となります。</p>
4	<p>提出する業務実績の企業名や内容は、内部資料で使用するのみか。それとも外部に公表や公開されることがあるか。</p>	<p>提出のあった業務実績等については審査でのみ使用するものとし、公表する予定はございません。</p>
5	<p>シンボルマークとロゴタイプを組み合わせる際、縦組み（シンボルマークが上に配置し、その下にロゴタイプを配置する縦並びの組み）、もしくは横組み（シンボルマークの横にロゴタイプを配置する横並びの組み）があると思うが、どちらの方が使用環境に適しているか。 もしくは、提案書に縦組みと横組みのロゴマークを記載しても問題ないか。</p>	<p>縦並び横並び、どちらの組み合わせで作成していただいても問題ありません。 ただし、1者につきそれぞれ1提案となっていますので縦並び横並びの計2提案を行うことはできません。</p>
6	<p>成果品の中にある「VI ガイドラインにかかる冊子」とあるが、ロット数や紙質や紙厚の指定もあるが、印刷物での納品と、データ納品の2種が必要ということか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

7	決定後の追加製作するデザインや成果品の納品なども含めた見積り金額で間違いはないか。	お見込みのとおりです。
8	複数案を製作しての応募は可能か。	1者につきそれぞれ1提案となっていますので複数案の提案を行うことはできません。